

平成27年第4回東大和市議会定例会会議録第30号

平成27年12月15日(火曜日)

出席議員 (21名)

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (5名)

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員 (14名)

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	広沢光政君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君

議事日程

[総務委員会審査報告 日程第1～日程第2]

- 第 1 第 6 5 号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例
- 第 2 2 7 第 1 2 号陳情 第 1 8 9 回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情
〔厚生文教委員会審査報告 日程第 3 ～日程第 4〕
- 第 3 第 7 4 号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
- 第 4 2 7 第 1 1 号陳情 国保税を値上げしないよう求める陳情
- 第 5 委第 2 号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 6 委第 3 号議案 平和安全法制の廃止を要請する意見書
- 第 7 議第 5 号議案 東大和市議会広報委員会設置規程の一部を改正する規程
- 第 8 議第 6 号議案 学校施設環境改善交付金等の拡充を求める意見書
- 第 9 陳情の付託
- 第 1 0 閉会中の特定事件調査について
- 第 1 1 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 1 まで

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） 12月11日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。

去る12月11日、議会運営委員会が開催されましたので、御報告を申し上げます。

今定例会におきましては、本日、卓上にお配りしておりますとおり、委員会提出議案2件及び議員提出議案2件が提出されました。また、12月11日正午までに受理いたしました陳情は1件であります。

以上でございます。議会運営委員会の報告を終わります。

議長におかれましてはよろしくお取り計らいのほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例

日程第2 27第12号陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情

○議長（関田正民君） 日程第1 第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例、日程第2 27第12号陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情、以上、議案1件、陳情1件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、総務委員会委員長、蜂須賀千雅議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題に供されました第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例、27第12号陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情、以上、議案1件、陳情1件につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告いたします。

これら2件の審査は、平成27年12月9日に本委員会を開催しました。

主な発言は次のとおりであります。

まず第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の審査では、1人の委員から、東大和市における個人番号の利用等に関する条例施行規則骨子案が示されましたが、この条例そのものの大半が施行規則に委任する形になっており、この骨子案というのは条例が決まればそのまま施行規則案になるということなのか、新規条例の細目を決める施行規則が詳細なチェックが終わっていない中で出てくるというのは責任を持って審査することができないのではないか、極めて安易な対応であると指摘せざるを得ないがの質疑に対し、骨子案については原則としてこの内容で制定を行いたいと思っはいるが、情報の内容だったり、事務の内容としては大きく変わることはないが、文言だったり若干の修正は精査する中で生じる可能性はあるが、原則はこの内容でいきたいと思っておりますとの答弁でした。

また、施行前から個人番号通知カードなどが配達をされている中での本人確認の方法について、個人情報にかかわるものを配付するわけですから特段の配慮が必要と考えるがとの質疑に対し、郵送方法については国から国民の全世帯に配達するというに基づき、郵便局を通じて簡易書留の配付方法で対応しているとの答弁でした。

他の自治体だが、住民が希望していないのに個人番号つき住民票を発行される出来事があり、この事例を検証する中において、本市として、職員が気をつける以外に防止する方法はないのか、システム上防止できることになるのか。また、区部の事例で、一部地域丸ごとの通知カードが発送されなかったことを区の当局は把握していなかったといった出来事も起きてしまったが、このあたり、自治体の関与についてはの質疑に対し、他の自治体の事例に関しては人為的なミスだと伺っており、本市において窓口交付に関しては、発行前に申請書と突き合わせすることで誤交付を防ぐことができると考えており、突き照合をすることで誤交付を防いでいる。また、他の自治体の配送トラブルに関しては国や機構が現在原因を調査中とのことであり、東大和市におきましては配送前から綿密な調整を行った上で配送業務実施を行っており、初回の配送業務は無事に終了し、トラブルは起きていないとの答弁でした。

システムについて、個人番号にかかわる情報をメモリコピーして持ち帰って作業するとか、ネットワークにつながったコンピュータに移して作業を職員が行うが、システム上可能なのか、映像としてコピーしたりする機能もあるが、情報漏えいについての対応についてはの質疑に対し、例えばマイナンバーをエクセルファイルのような形で台帳から出力するような機能や、マイナンバーが表示された画面を印刷できるような機能はついておりませんが、USBメモリのような媒体が接続できないようになっておりますので、情報を抜き取ることはできないと考えており、操作する職員も特定しており、個人ごとにIDで管理者にアクセスログの保存を行うなどもしており、インターネットにつながっているパソコンでは個人情報を扱うこともしておらず、考えられるできる限りのセキュリティー対策を万全に行っておりますとの答弁でした。

また、別の委員から、いわゆるマイナンバーですが、国の法律に基づいて、国の統一した施策を東大和市の中で事務執行していくということですが、目的としては、より正確な所得把握が可能になり、社会保障や税の給付と負担の公平化、効率化を図られるなどのマイナンバー制度を導入することのメリットを本市はどのような認識を持っているのかの質疑に対し、市民の皆様にとっては、法律や条例で定められた事務に対して、申請などする場合に添付書類を省略することができると考えており、他の課と連携をすることによりまして電子的な情報の中でやりとりができるといった効率化を図られると考えているとの答弁でした。

業務の効率化及び市民の利便性の向上については理解をしておりますが、東大和市の中で具体的な個人番号のマイナンバー制度の活用法について、例えば国のほうでは健康保険証との一体化というようなことの方角性が出たり、さまざま議論がされておりますし、社会保障、税の公平化という観点でも取り組んでいく方針も出されておりますが、市の認識としては、国の施策に基づいてこれから市が考えていくことなのか、それとも主体的にこのマイナンバー制度の利便性の向上や給付の公平化を図るために積極的に市としては活用していきたいという考えを持っているのかという質疑に対し、このマイナンバー制度に関しましては、市民の皆様の利便性の向上や行政の効率化という国における社会基盤の整備という大きな目的があり導入したものであり、東大和市としても法律に基づく手続や考え方に関しましてはそれらにならって行っていきたいと考えており、利便性の向上が図られるという観点から、時期が来ましたら検討を重ね、市民の皆様にとって望ましいやり方を考えてまいりたいとの答弁でした。

また、別の委員からは、2点あり、1点目は、所得に関する税の徴収に対して包括的な把握、公平性の担保をしっかりとできるようになるということが主眼になっているのではないかと考えるが、市側の考えをお聞かせいただきたい。2点目は、今回は条例案でもありますので、それに対する規則が出てくる骨子案というのは、法令制定の順番の問題からいってもやむを得ないと考えており、条例案そのものが条例案である以上、この場で修正される可能性がありますから、そこで骨子案とされることは理解できるのであるが、そういった考えでよろしいのかとの質疑に対し、税の公平性に関しては担保できるようになると考えている。また、条例案が変更する可能性もあり、現在は市として確定しているとは言い切れないことから、今回は骨子案として出さしていただいているということですのでとの答弁がありました。

また、別の委員から、市が担っている事務を今後指定管理であったり委託する場合など、この条例や施行規則に基づいて行っていくということでのいいのか、そういった委託契約等に関しては市の個人情報保護審議会や市議会にも場合によっては承認を得る手続などが必要になるのではないかと質疑に対し、事務の根拠を定めるものは今回の条例と規則になりますので、委託をする根拠は何かといった場合は、今回の条例と規則がかわります。また、新しい個人情報を扱う事業者さんに事務をお願いする場合などは、個人情報保護審議会にかけるようになっておりますので、その手続を行っていくこととなります。議会に関しましては、その議決要件には入っておりませんので、そこまでは不要であると考えておりますとの答弁でした。

ここで質疑を終了し、自由討議を終了し、討論を行いました。

1人の委員から、反対という立場から討論が行われました。

やはりさまざまな段階で個人情報が漏えいする可能性をまだまだ否定できない。ブラック企業などの場合は自分の個人情報を明かす気にならなく、どうしたらいいのかなどの不安の声も聞かれ、実際にこれにかかわる詐欺事件や個人番号の件で預かりに伺いましたということで通知カードをとられてしまうような事件も既に起きており、個人情報が漏えいする、こういった危険が否定できない状況のもとで見切り発車するのは許されないことであること、資料として出された施行規則は骨子案にとどまっているという点についても、内容の詰めがまだ終わっていないという段階において、個人情報にかかわる重大な疑義があるときに極めて不十分な状況にあるという時点では、これを承認することはできないと考えるという反対討論が行われました。

以上で討論を終了し、起立採決の結果、第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例は起立多数で採択と決しました。

次に、27第12号陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情につきまして、委員間の自由討議により行われました。

1人の委員からは、私は平和安全法制は一日も早く廃止をしなければならないと考えている。内閣官房が出している平和安全法制の概要という資料を見ても、国会の承認については国際平和支援法、これまでもテロ特措法、イラク特措法といったものを例外なく事前承認というようになっており、国会の議決については各院7日間以内の努力義務規定であるということで、政権与党によってこの7日間以内に議決されてしまうと十分な審議が保障されない可能性が極めて高いわけであり、政権与党によってごり押しされてしまう可能性が極めて高いといったことは指摘しておきたいと思っております。この平和安全法制については、これまでも憲法違反であると言ってきましたが、今議論されているのは南シナ海への海上自衛隊の艦船の派遣について、重要影響事態であるとして派遣を検討していたり、南スーダンのPKO部隊についても、武器使用基準の緩和、駆けつけ警護という名前で武力行使ができるような検討が着々と進められていたり、これが日本を守るための最

低限のものではなく、海外でアメリカの肩がわりをして武力行使を行うためのものが危険性を伴って迫ってきているといった状況の中で、一日も早く廃止をしなければならぬ切迫性や緊急性がある問題であると考えておりますといった自由討議がありました。

ここで自由討議を終了し、討論を行いました。

まずは、陳情に賛成の立場からの討論として、平和憲法、憲法9条を守って国際平和に貢献すべきであると考えており、この陳情については憲法9条を守って国際平和に貢献する道が正しいのか、それとも今安倍政権が推し進めている軍事力を増強してアメリカの世界戦略に一層深く加担する、こういった道についてどちらが正しいのか触れられているわけではありませんが、後者の道を進むということになれば、これは本来は憲法改正が必要であるにもかかわらず、この手続を踏まず、立憲主義を踏みにじっているから廃止にすべきであるといっているわけであり、これは広く国民の声でもあると考えております。また、平和都市宣言を掲げている東大和市としてはやはり明確な態度をとるべきであり、世界で唯一の被爆国民として、また国際社会の平和と協調を理念とする憲法を持つ国の国民として、人類の安全と幸福のために、地域戦争を含む全ての戦争の防止とあらゆる核兵器の廃絶を心から願うものであり、平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の建設に向けて努力することを誓うというこの平和都市宣言からしても、この陳情には賛成であります。

次に、同じく陳情に賛成の立場から。

過去4回における陳情の審議の場で私どもは考えをしっかりと述べてきており、9条そのものはしっかりとわかるように、わかりやすいように改憲すべきであるという立場であり、目指すは侵略戦争の放棄、自衛権と自衛隊の保持、海外派兵の厳格な条件を憲法に明記すべきであるという立場であります。

今回の平和安全法制に関しましては立憲主義に基づくというように考えており、その立憲主義に基づく手続というもの厳守する立場から、今回の平和安全法制に関しましては廃止すべきであるという立場であります。廃止をした上で、日本を取り巻く状況というのは確かに刻一刻と変わっている状況であることは違いありません。そのためには何らかの手だてはすべきであるような考えを持っており、集団的自衛権云々というところは抜いた上で、個別的自衛権、また警察権等で対応できるような法制をしっかりとつくり対応すべきであるという立場から、この陳情には賛成であります。

次に、陳情に反対の立場からの討論として、同趣旨の陳情につきましては過去においても同じ総務委員会の中で議論され、論点についてはもう出尽くしていると考えております。その上で、この陳情については、今回の平和安全法制が憲法違反であるとされておりますが、憲法9条に基づく専守防衛の理念、平和主義に基づいて憲法13条に定められております全ての国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とするといった憲法13条の理念に基づいて立法措置が図られたものであり、全く憲法違反でないと考えます。また、立憲主義の原則とは、憲法に基づいて統治を行う権力の統治抑制という趣旨で述べられているかと思いますが、日本の憲法においては憲法違反かどうかを判断する機関としては、最高裁判所がその任を負うことが憲法上明確に規定をされており、立法措置がもし憲法違反であるとしたとしても、それを判断するのは憲法学者でもなく、あくまでも裁判所、特に最高裁判所が判断をする、これが立憲主義に基づく対応であると考えており、以上の理由から、今回の陳情に関しましては反対であります。

以上で討論を終了し、直ちに採決を行いました。

起立採決の結果、27第12号陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情は、起立

多数で採択いたしました。

以上をもちまして、平成27年第4回定例会総務委員会委員長報告とさせていただきます。議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

○議長（関田正民君） 報告は終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 蜂須賀千雅君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 日本共産党を代表いたしまして、第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例案に反対の立場から、また27第12号陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情に賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例案ですが、まずマイナンバーは、国民一人一人に12桁の番号をつけ、社会保障、税などの情報を国が管理をし、行政手続などで活用することで、徴税強化と社会保障費削減の強力なツールとなります。その取り扱いの範囲が住基ネットとは比べものにならない広範囲なものであるため、情報漏えいのリスクも飛躍的に高まるとされています。また、制度自体がプライバシー権を侵害する憲法違反の疑いがあるとして、5地裁で一斉に提訴されたところでもあります。事業所では、制度対応のため、数十万円からの費用負担を強いられます。今莫大な税金と私費を費やしてまでやらなければならないことなのかという疑念も国民の中には強くあります。

本条例案は、税、社会保障、災害対策の分野のうち、法で定める事務のほか、自治体が条例で独自に定める関連事務を加えて情報を利用できる範囲を定めるものです。来年1月からは、各種申請等の際に番号の運用とともにマイナンバーカードの普及を進めようとしています。カードには住所、氏名、性別、顔写真、マイナンバーが記載をされ、2016年度末からはマイナンバーカードによる電子決済も導入されるとしています。マイナポータルを通じて外部からインターネットで個人情報を引き出すことも可能となります。2016年以降は国家公務員の身分証と、2018年度からは保険証との統合も予定されており、今後携帯を余儀なくされることから、紛失などによる個人情報の漏えいの危険もあります。

まして、大量の個人情報を管理する自治体で万一情報が漏えいすれば、復元不能の事故に至ります。そのため、取り扱う職員の教育や監督の徹底はもちろんのことですが、事務の委託先企業や再委託先、再々委託先についても発注元である自治体が間接的に管理責任を負うとされています。

しかし、現時点でもそのような決まりを設けながら十分な管理ができていないのが実態です。最近の事例では、堺市で選挙管理委員会の管理職が規定に違反して全有権者68万人分の個人情報を職場から持ち出し、レンタルサーバーに公開状態で保存したところ、何者かがこれをダウンロードしていたということが発覚する事件が起こっています。また、豊島区では、委託業者が契約を無視して再委託を繰り返し、取得した個人情報を自社の営業活動に利用していたということが発覚をしています。この間の情報漏えい事件の多くがこのような人

為的なものによることを考えますと、規則や契約書、仕様書で本当に漏えいのリスクを軽減することができるのか極めて疑問です。こういった中で、個人情報などがどのように取り扱われ、守られるのかは市民にとっても大きな関心事であります。

ところが、本条例案では、取り扱いの具体的な内容を施行規則に委ねているにもかかわらず、不完全な骨子案しか示されておらず、極めてずさんであるとのそしりを免れません。今からでも制度の運用を中止し、見直しを行うことが求められると考えます。

したがって、本条例案については反対をするものであります。

続きまして、国際平和法並びに平和安全法制整備法は、外国での戦闘に際し、集団的自衛権の行使によって同盟国の軍隊と自衛隊とが一体となって兵たんや戦闘に参加をすることを法的に担保をするものであり、まさに戦争法そのものです。元最高裁長官、元最高裁判事、元内閣法制局長官、その他多数の憲法学者や司法関係者が憲法9条1、2項に違反するとして、また成立過程についても、9月17日の参議院安保法制特別委員会の議事録には、議場騒然、聴取不能とあるだけで採決は記録をされていないなど、その手続において立憲主義の原則を逸脱しているとして、同法の廃止を求めています。

先般発生したI Sの犯行とされる一連のテロ事件に当たり、現在イラクやシリアへの空爆が続けられていますが、日本がその兵たん活動を支援することも法的には可能となりました。しかし、非人道兵器であるクラスター爆弾や劣化ウラン弾、核兵器でさえ法文上は排除されず、時の政府の解釈次第で歯どめなく支援を拡大させることができるようになりました。

昨年10月16日付の読売新聞に憲法考と題する記事が掲載されました。その年の7月に安倍内閣が集団的自衛権行使容認の閣議決定をしたその翌月、米国がイラクでのI S空爆のため後方支援を日本に求めてきた。それに対し日本側は、安保法制の議論に影響を与えかねないとしてそれを断っていたという記事でありました。

法整備が整った今日本が最も現実的に直面をする危機は、米国のI S空爆に加担をし、日本もテロの標的となることです。アフガニスタン戦争以来、テロ事件の数と犠牲者は10倍に膨れ上がっていると言われていています。武力によりテロを根絶させることは不可能であるばかりか、新たなテロを生み出す温床にさえなっています。

本陳情は、東大和市平和都市宣言の精神に照らし、東大和市議会において憲法98条1項に基づき、同法は違憲、無効であることの意味を表明することを求めています。国際平和支援法並びに平和安全法制整備法は、一刻も早く廃止が求められると考え、陳情に賛成をするものです。

以上です。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例に賛成、27第12号陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情に反対の立場で討論を行います。

初めに、第65号議案であります。本条例は、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づいて、本市におけるマイナンバーの取り扱いに関してその利用の範囲等を定め、法律に基づいた適正な事務執行を行うための条例であります。

そもそもマイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということを確認するための制度であり、社会保障や税制の効率性、透明性を高め、国民にとっても利便性の向上や公平・

公正な社会を実現するための社会基盤となるものであります。このマイナンバー制度を適正に活用することによってより正確な所得の把握が可能となり、社会保障や税の負担と給付の公平化が図られるとともに、災害時における被災者への迅速な生活支援、さらには行政事務の効率化と各種手続における利便性の向上など、その効果が大きく期待できるものであります。

特に、市民の利便性の向上においては、委員会審査の中で明らかとなったとおり、例えば障害福祉関連の手当の支給手続に際しては、従来は住民票等の世帯情報、障害認定に関する情報、課税証明等の所得の情報など、複数の書類の提出が必要であったものが、マイナンバーを活用することによってこれらの書類の提出が不要になるなど、市民の負担の軽減、利便性の向上に寄与するものであります。

一方、市民の間には、個人情報の漏えいを心配する声もあります。公明党は、国政においてはマイナンバーや個人情報の取り扱いを監視、監督する第三者機関の設置を推進するなど、個人情報保護に配慮するよう訴えてきました。その結果、サイバー攻撃などから個人情報を保護するため、さまざまな対策が講じられました。

例えば市区町村や税務署など、各機関が持つ個人情報は従来どおり分散して管理され、芋づる式に情報が漏れるおそれを防ぐ仕組みとなっており、本市においても同様の取り扱いとなっているとの説明もございました。この点については、市民の皆様の不安を払拭できるよう慎重かつ適正な取り扱いを求めます。

今定例会初日の議案審議では、マイナンバーカードを活用した住民票等のコンビニ交付に関する条例整備が行われ、従来よりも安い手数料で、なおかつ早朝から深夜まで身近なコンビニでの証明書の交付を受けることができるようになりました。また、将来的には、健康保険証との一元化やレセプトデータのさらなる活用など、市民の皆様の健康管理にも大きく役立つものと期待されます。

本条例に基づいてマイナンバー制度の適正な事務執行を行うとともに、将来のさらなる市民サービスの向上に資する利活用についても積極的な取り組みを求めるものであります。

次に、27第12号陳情であります。平和安全法制に関する陳情審査につきましては、本年4月の改選後3回連続の審査となっており、この間、議員間での論点は出尽くしておりますが、改めて公明党の考えを申し上げます。

本陳情では、このたびの平和安全法制が憲法違反であると述べられておりますが、全くそうではなく、これまでどおり憲法9条の枠内において専守防衛を堅持することが明確に示されていることは明らかであります。憲法9条のもとで許容される自衛の措置、すなわち武力の行使は、あくまで外国の武力攻撃から国民の権利を守るためのやむを得ない措置として初めて許容される、容認されるとの解釈は従来の憲法解釈と全く変わっておりません。

集団的自衛権についてもさまざまな議論が重ねられてまいりましたが、今回の法案では、国連憲章に規定されている他国防衛を目的としたいわゆるフルサイズの集団的自衛権の行使は認めておりません。確かに昨年7月1日の平和安全法制の前段となる閣議決定に至る議論の段階においては、我が国においてもいわゆるフルサイズの集団的自衛権の行使を認めるべきであるとの議論が行われておりました。

しかし、公明党は、自民党との与党協議において、憲法9条のもとで許容される武力の行使は自国防衛のための自衛の措置に限られる、このことを粘り強く主張し、結果として新三要件を定めて厳格な歯どめをかけることができました。新三要件のもとで認められる武力の行使は、他国防衛の権利としての集団的自衛権一般の行使を認めるものではなく、また外国にまで行って戦うなどという海外での武力の行使を認めるものでもない、このことは国会において繰り返し内閣法制局長官が明確に答弁をされております。

このような厳格な歯どめのもとで、日本を守る活動を行っている外国に対する武力攻撃があり、これを放置すれば日本が武力攻撃を受けた場合と同様の深刻かつ重大な被害が国民に及ぶことが明らかな場合に限って、極めて限定的に集団的自衛権の概念の一部が用いられるわけであります。

よって、陳情者が主張するような他衛権としての集団的自衛権の行使は、このたびの平和安全法制のもとでもとり得ることができるはずもなく、憲法違反との指摘は全く当たりません。

また、陳情者は立憲主義の原則にのっとりことを主張されておりますが、立憲主義とは、いうまでもなく、憲法を守る、憲法にのっとり政治権力が行使されるべきであるとする考え方であります。そうであるならば、憲法第81条にあるとおり、この法律が憲法違反であるかどうかは最高裁判所にその判断を委ねるべきであり、自衛隊の存在や日米安全保障条約を憲法違反と主張する憲法学者等の意見をもって憲法違反と主張することは立憲主義とはいえません。

また、国会における強行採決云々の主張もありますが、そもそも国会を混乱させ、暴力的に委員会審議の妨害を行ったのは、この法案に反対をした野党の方々であります。みずからの妨害行為をもって委員会採決を混乱させ、強行採決を演出した責任が誰にあるのかは、テレビ中継をごらんになった多くの国民には一目瞭然であります。

憲法前文には、日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動しとあり、憲法第41条には、国会は国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関であるとあります。立憲主義を主張されるのであれば、この点についても憲法を遵守すべきであると考えます。

最後になりますが、この平和安全法制が成立した9月19日、大勢の国民が国会を取り囲み、平和安全法制を戦争法案と決めつけ、この法律が成立すれば日本が戦争をする国になる、安倍はやめろとののしり、大声を上げておられました。

しかし、この法律が成立した後、一体どのようなことが起こりましたでしょうか。まず私ども公明党の山口代表が韓国、中国を訪問し、10月8日には韓国、朴槿恵大統領、10月15日には中国、習近平国家主席と相次いで会談し、両首脳に安倍総理からの親書を手渡し、長らく途絶えていた日中韓3カ国の首脳会談実現に向けての道筋をつくりました。これは、公明党が結党以来、戦前、戦中を通じて、我が国が多大な犠牲を与えた両国との関係改善に誠実に尽力をしてきた証左であり、公明党への信頼のあかしでもあります。そして、11月1日、安倍総理が韓国・ソウルを訪問し、3年半ぶりとなる日中韓の首脳による直接対話が行われました。この中では、3カ国トップによる首脳会談の定期開催が確認されるとともに、また同日には日中首脳会談が、翌2日には日韓首脳会談が開催され、さらなる経済協力の推進などで一致をしました。

竹島や従軍慰安婦問題、尖閣諸島をめぐる問題で長い間膠着をしていた日中韓の関係改善にまさに私ども公明党の平和外交が風穴をあけ、大きく実を結んだことは事実が証明しております。

そして、このように対話に基づく平和外交が明確に進んだ事実こそが、この平和安全法制が戦争法案ではなく、東アジアの平和と安定のために近隣諸国との対話を促すための戦争抑止法であったことも証明しております。

私ども公明党は、どこまでも庶民、大衆の中から生まれた平和の党として、その結党の理念を高く掲げ、平和を守るために全身全霊を尽くしてまいることをお誓い申し上げまして、公明党を代表しての討論といたします。

[18番 中間建二君 降壇]

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 無所属、実川圭子です。第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例に反対の立場で、27第12号陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情に賛成の立場で討論をいたします。

まず、個人番号の利用については、今議会初日にも討論させていただきましたが、行政手続の便利さばかりが前面に押し出され、実際の準備の負担増や悪質な利用への対策などは十分とはいえません。通知カードの未配達の問題や各事業所においても番号の管理についてシステムの変更や事務手続の変更など、多大な影響を与えるものです。

また、個人情報が流出してしまわないか、本人確認やなりすまし被害、利用範囲の拡大による影響など、市民にとって不信感が払拭されないまま進められることについて危惧するものであり、このまま制度を進めることに反対いたします。

次に、平和安全法制の廃止を要請する陳情についてですが、まず私は、条件をつけて許される戦争、つまり武力による紛争の解決はないということを言わせていただきます。

そして、この安全保障法制に関する一連の国の進め方について、くしくも市民の間に平和主義や民主主義について考えるきっかけとなり、憲法にのっとった国政を強く望む声が沸き起こりました。あたかも多数決が民主主義であるかのような国会運営で、数の力で強引に成立させた安保法制については私は廃止すべきと考えます。何人もの議員が違憲と言われても政治の責任で判断するという発言をされていましたが、憲法尊重擁護の義務にも反するものであり、それを押し通すことは多くの国民が許していません。

立憲主義、民主主義の原則に照らしても到底認められないこの平和安全法制の廃止を求め、意見書を国に出すことについて賛成することから、本陳情については採択すべきと考え、討論とさせていただきます。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[11 番 押本 修君 登壇]

○11番(押本 修君) 押本修でございます。自由民主党を代表いたしまして討論をさせていただきます。

27第12号陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情につきまして、反対の立場から討論いたします。

これまで6月、9月と各定例会におきまして、今回の陳情者より続けて平和安全法制の廃案を求める陳情が提出されており、私は反対をする立場からの討論を行ってきました。

今回の陳情趣旨は法案の廃止を求めるものでありますが、ある意味同趣旨でありますため、これまで述べてきた部分については重複いたしますので、ここでは割愛させていただきます。

さて、今回の陳情趣旨は、国際平和支援法及び平和安全法制整備法は憲法違反なので廃止すべきというものであります。

しかし、この法案が憲法違反に当たるかどうかの判断は最高裁にしかできないはずであります。元内閣法制局長官、元最高裁長官、元最高裁判事、学者、研究者、映画・演劇人、若いママさん等が今回の平和安全法制は憲法違反との表明をしていると陳情理由にはあります。また、委員会の議論の中でも、大学のゼミの教授からはそう教えられた、著名な憲法学者が言っているとの発言がありました。しかし、残念ながら、これらの方々はただの人なのであります。繰り返しになりますが、違憲かどうかの判断は最高裁にしかできないはずで

したがいまして、最高裁の判断がない状況で当議会が廃止を求める意見書を出すことなど全くあり得ない話であります。

以上のことから、今回の陳情には賛同はできません。

以上、討論といたします。

〔11番 押本 修君 降壇〕

〔5番 二宮由子君 登壇〕

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、二宮由子です。興市会を代表して、第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例及び27第12号陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情に賛成の立場で討論を行います。

さて、まず第65号議案についてです。

俗にトーゴーサンやクロヨンなどと称される所得の捕捉にかかわる所得関係税の不公平を払拭、脱税を防止し、税徴収の公平性を担保することが私どもといたしましては今般マイナンバーを導入する主要な柱の一つと考えるところであり、大いに期待するところでもあります。

なお、今般、総務委員会に提出された条例施行規則が骨子案となっているのは、第65号議案が条例案であるため、第65号議案が可決・成立するまでは修正の可能性も残されているというところから、単なる法令制定の順番の表現にすぎず、これをもって問題とまではいえないと考えます。

したがいまして、本議案に賛成するものです。

次に、27第12号陳情についてです。

私どもといたしましては、目指すべきは侵略戦争の放棄、自衛権と自衛軍の保持、海外派遣への厳格な条件を憲法に明記すること、すなわち憲法9条に関する不毛な議論に終止符を打つべく憲法改正をすべきとする立場ですが、今般成立した平和安全法制によって正当な憲法改正が遠のいたともいえ、大変遺憾であります。

また、立憲主義に基づく手続を重視する立場から、今般成立した平和安全法制は憲法違反であるから、これを廃止し、正当な手続にのっとり新たな法案を提出し直すべきとも考えております。

したがいまして、廃止を要請する本陳情に賛成するものです。

以上です。

〔5番 二宮由子君 降壇〕

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。平和安全法制の廃止を求める陳情に賛成の立場で討論を行います。

戦後70年の年に平和憲法の理念をないがしろにするいわゆる戦争法が強行採決されたことは極めて残念なことでした。安倍政権の極めて右翼的な体質の政治によって日本の歴史が戦前に後戻りするような、そんな危惧を強く抱くものであります。だからこそ、改めて平和憲法の理念を再認識してほしいと思っております。

日本国憲法前文のその前半部分はこちら述べています。「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起きることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と、こう述べております。

今回の安保関連法、いわゆる戦争法が、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起きることのないようにする

ことを決意する、このことと全く矛盾していると私は考えております。同時に、主権在民の立憲主義の憲法が政府の暴走を抑える、その観点からも矛盾していると考え次第であります。

あわせて、憲法9条、どう言っていますか。「1、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と、この9条をどう解釈すれば他国の戦争支援を行う集団的自衛権が認められるのでしょうか。憲法学者の圧倒的多数がいわゆる戦争法はおかしいと指摘するのは当然過ぎる話ではないかと考えるわけです。

先ほどの討論の中で、例えば公明党さんのように、今回の法に関しては憲法違反ではないと述べておりますけれども、実際にこれが具体化されるのは恐らく来年の南スーダンへの派遣が最初になるかと思えます。ただ、なぜかこの派遣も来年の参議院選の後にしようという大変姑息なことを考えている動きが新聞報道では伝えられています。なぜそういうことを行うのか、大変疑問だと思えます。実際問題にそういった関連の動きの中でこの戦争法案の動きが具体化されるのは明らかであります。

なお、これも公明党の元副委員長の方も反対していることは御存じのとおりであります。

また、先ほどの自民党の討論の中で、憲法学者とか元最高裁判事の方、単なる市民にしかすぎないというちょっと驚くような発言がありました。しかし、そうした単なる市民でしかないと言っておきながら、じゃなぜこういう法案の前に公聴会を行うんですか。憲法学者を呼んでいろいろ意見を聞く。本来なら、単なるそういう人たちを、単なる市民、関係ないみたいな、そういう専門家の意見も聞く必要ないみたいな言い方をするのは全くおかしい話でありますし、それならばこの間の公聴会も全く意味のないものになります。

つまり私は、今回のこの安倍政権の行った、与党の行ったこの法案によって、本当に私たちの国が今後どう向かっていくのか、大きな岐路に差しかかっている重要な問題だと考えています。もし本当に欧米諸国のように軍隊を派遣するような国際貢献をしたいというなら、やはり憲法改正論議を正々堂々と行ってやった上でこうした論議をするべきである、そう思う次第であります。そして、それをしないで憲法理念をねじ曲げるような法律をつくることは、私はまさにクーデターと言っていいほどの暴挙である、そういうことを指摘して、賛成討論といたします。

以上です。

[22番 中野志乃夫君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本件を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

27第12号陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 可否同数。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に関する可否を裁決いたします。

本件については、議長は不採択と裁決いたします。

日程第3 第74号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

日程第4 27第11号陳情 国保税を値上げしないよう求める陳情

○議長（関田正民君） 日程第3 第74号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例、日程第4 27第11号陳情 国保税を値上げしないよう求める陳情、以上、議案1件、陳情1件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、厚生文教委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○19番（東口正美君） ただいま議題に供されました第74号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例、27第11号陳情 国保税を値上げしないよう求める陳情につきまして、厚生文教委員会における審査経過及び結果を御報告申し上げます。

本審査は、平成27年12月10日に開催し、説明委員に副市長を初め関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

第74号議案につきましては、既に本会議にて提案理由の説明が終了しておりましたので、直ちに質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

平成30年度から東京都への国民健康保険税の広域化がされますが、市はどのようにかかわっていくのかとの質疑に対して、現在明らかになっている情報の範疇ではなかなか想定できない状況だが、報道等によると、早ければ1月中、遅くとも年度内には東京都が各市町村ごとの医療費また所得の水準等をもとにした標準保険料率等が示されることになっている。市として動向を注視しているとの答弁がありました。

次に、広域化されるまでの2年間、保険税を据え置くという考えはなかったのかとの質疑に対して、今回の見直しに当たっては、市としても可能な限り被保険者の負担の抑制を図るということを念頭に検討したが、結果として、医療費を初めとする国民健康保険事業特別会計全体の財政推計を行った上で、現在示している内容での税率等の改定が必要であると判断したとの答弁がありました。

次に、多摩26市における国保税の改定予定やその状況についてとの質疑に対しまして、26市における来年度の国民健康保険税の改定の動向等は、各市の事情があるので、11月中旬現在あくまでも事務レベルの予定ということで市の名前を伏せた形で、26市中改定しない市は7市、残りの19市については改定する、また改定を検討しているとの情報を得ているとの答弁がありました。

次に、国保税の改定率は他市と比べて高いのか低いのか、また東大和市の水準はどのようになっているかと

の質疑に対して、現在改定を予定している19市中、改定率の数字が明らかになっている12市の中では、改定率20%を超える改定を行うところが1市、それから15%以上20%未満が1市、10%から15%未満が5市、5%から10%未満が2市、5%未満の改定率、これが当市を含めて3市、ちなみに当市の改定率は4%だが、これより低い改定率を予定しているのは1市となっているとの答弁がありました。

次に、国保加入世帯の年金所得者のうち、所得がおおむね150万円以下の世帯は何割ぐらいなのか、またそれらの世帯についての影響についてどのようになっているのかとの質疑に対して、所得150万円以下の世帯はおおむね7割程度だが、これらの世帯への影響という、今回の改定は全世帯がびったり改定4%というわけではない。今回、賦課方式を4方式から2方式に改めているということもあり、一概に4%が全てではないということである。資産の状況とか世帯の構成等により中には4%を超える負担になってしまう世帯もあるので、一概にその影響を答えるのは難しい状況であるとの答弁がありました。

次に、平成25年度の国保税改定時に、厚生文教委員会の附帯決議に基づき一定程度の繰入金を確保することで低所得者への負担の程度を抑えることができたのかとの質疑に対して、平成25年度から平成27年度の3カ年、その他繰入金を21億300万円、単年度にして平均7億100万円を投入するということがあったが、既に本年度27年12月補正分まで合わせて20億9,844万4,000円ほど既にその他繰入金を国保会計に一般会計から入れている状況であるとの答弁がありました。

次に、医療費抑制策としてレセプトデータの活用を市として東京都の中でも先駆的に進めてこられたが、東京都の中でこのレセプト活用はどれぐらい行われているのか、またどのような効果があったのか、もしこの事業をやっていなかった場合どのような変化があったのかとの質疑に対して、レセプトデータの活用をした保健事業については、平成25年度から都内でも一番最初に開始した自治体は東大和市と荒川区のみである。他市がどの程度始めているかについては正確な数字はつかんでいないが、この事業は全国的にも推奨されていて、ここ一、二年で非常にこの事業を導入している市がふえている。この事業を行ったことによる事業効果、財政効果は、平成25年度から3カ年、平成27年度まで、まだ事業執行中であるが、積算した事業効果は合計で2億3,273万円の財源の抑制効果を見込んでいる。単年度平均にすると1年間で約7,758万円ほど財政抑制の効果が見込んでいる。これを行わなかったとすると、これだけの財政が必要であったというふうに分析しているとの答弁がありました。

次に、レセプトデータを活用していなかった場合、先ほど1年当たり7,758万円の効果があったとのことだが、今回の国保改定は8%から10%の増額が必要であったとの理解でいいのかとの質疑に対して、単年度で平均7,758万円の効果があったということなので、実際その分が足りなかったという形になる。今回の改定が7,400万円の財源不足で4%の改定ということなので、細かい数字までは積算できないが、8%から9%ぐらいの改定率が必要であったと思うとの答弁がありました。

次に、今回、多子世帯への配慮として3人目以降の均等割無料化を導入し、このことに対しては一定程度評価しているが、ところで、もし2人目以降の無料化をすれば、何人で幾らになるのかというような試算をしたかとの質疑に対して、多子世帯への軽減策、今回は18歳未満のお子さん3人目以降ということで積算し、提案している。仮に18歳未満のお子さん2人目以降ということで同様の施策を実施した場合ということだが、軽減人数が1,076人となり、これを全額免除ということになると、現行の改定率の単価でいうと単価3万4,400円掛ける1,076人ということなので、必要な財源額は3,701万4,400円という形で推計している。ただし、この単価は現在示している改定率による値なので、厳密に試算すると軽減額がふえた分改定率を上げなければなら

なくなり、若干単価のほうが上がるなど、詳細には計算できないとの答弁がありました。

次に、例えば丸々2人目は無理だとしても、2人目を0.5人として考えるというようなことは検討できるのかとの質疑に対して、0.5人ということは、要は均等割を半額に免除したということなので、2人目以降、全額免除だと3,701万4,400円、これが半額で1,850万7,200円という形になる。実際、今提示している議案でいくと970万円程度なので、さらに900万円の改定を別のところで財源を求めなければならない。いろいろな手法を考慮した中で、今回議案で示しているところがベストというか、ベターということで考えているとの答弁がありました。

次に、改定を行う多くの市が当市より改定率が高いということであるが、当市の改定率が他市と比較して低く抑えられている要因をどのように捉えているのかとの質疑に対して、各市事情が異なるので一概に申し上げられないが、過去の当市がそうであったように、長年にわたって改定を行わなかったしわ寄せが大きく影響しているということ、それからまた、医療費がどんどん伸びてしまい大きく改定しなければならないという話は聞き及んでいる。今回、12.5%改定を行う市が26市の中にあるが、これらの市は2年前、平成26年度にも2桁、10%を超える改定を行っている。この市では、当初、その他繰り入れを抑制するということが検討の視野に入っていたが、とてもそこまで回らない。2年前と今回で10%以上、10%以上という形で改定したが、それでも想定される赤字を埋めるので精いっぱいだという話も伺っている。このように、各市事情が異なるので、他市と比較した要因でこれだというものは申し上げられないが、一つだけ言えることは、先ほど紹介した平成25年度改定以降、歳出においてレセプトデータを活用した保健事業の導入、それから歳入における納税課のさまざまな収納対策の強化、こういったことが国保財政の改善に大きく寄与している。こうした一つ一つの積み重ねが他市と比較したところの改定率の抑制につながっているのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、その他繰入金について、平成28年度から29年度まで、単年度平均7億円、2カ年で14億円を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れられるということだが、仮にこれを実施しなかった場合、どの程度の改定が必要になるのかとの質疑に対して、特別会計については、本来国と東京都等からの補助金とか交付金、それから法定内の一般会計からの繰入金を除いて、被保険者からの保険税で財源を賄うということが原則だと考えている。この原則に基づいて試算を行うと、医療費適正化対策等による歳出抑制とか、さらなる収納率の向上といった歳入対策を引き続き行ったとしても、平成28年、29年度の2カ年で不足する財源は15億4,800万円、単年度平均で7億7,400万円となり、その改定率は41.7%、1人当たりの調定額は平均で年額3万5,209円の増額が必要となるとの答弁がありました。

次に、市の財政の問題と市民に対する負担の問題、市ではいろいろと御配慮をいただいたと思う。その他繰入金をさらにふやして被保険者の負担額をさらに抑制するという考えはあるのか、ないのかとの質疑に対して、特別会計は、法定されたものを除いては原則独自財源で運営されるべきと基本的には考えている。ただし、その他繰入金によって被保険者の保険料負担を今まで抑えてきたという経過もあり、一定程度の繰り入れはやむを得ないと考える。しかし、一般会計においても総合福祉センターや給食センターなど公共施設の建設、さらに今後老朽化した施設の維持管理、更新、また福祉関係費、保健衛生費等の増加、これらが非常に厳しい状況にある。今後も多額の財源が必要となることから、一般会計においても非常に厳しい状況が続く中で、最大限に国保の会計への繰入金としては2年間で14億円と考えている。さらに、繰入金をふやすというのは、本来一般会計で市民の皆様からいろいろな御要望をいただいており、財源を考慮しながら優先順位を厳選し事業を

進めているということもあるので、国保会計に増額するというのは無理だという判断をしたとの答弁がありました。

次に、全員協議会の資料では、市民1人当たり平均4%の値上げという説明だが、こちらで試算してみたところ、土地や建物を持っていない場合、自営業で年収250万円の40代夫婦、子供が2人という御家庭では3万4,500円、10.68%の値上げ、また正規雇用で年収それぞれ200万円の40代夫婦、子供2人という御家庭では3万1,500円、10.85%の値上げになるという結果が出た。これは正しいかどうか確認させていただきたい。そして、正しいとすれば、ちょっと払い切れないのではと思うのだが、市ではどのように認識されているかとの質疑に対して、御紹介の数値につきましては御党の機関誌の記載にある数値であると思うが、内容を確認し、金額等については間違いはないと考えている。また、このことに対する市の考えということだが、改定案については、ここ数年特にふえている高齢の方の単身世帯、ここに過重となっている平等割を廃止し、負担の軽減を図っている。また、資産割についても均等割のように所得に応じた軽減措置がない中で、土地・家屋を所有する低所得者の方にとって負担が非常に大きなものとなっていて、これを廃止する。こうしたことにより、より公平感の高い制度にしようとするものである。さらに、多子世帯への負担軽減策として、第三子以降の均等割を無料化する。こうした今回の改定案全体の中で数値としてあらわれている結果が現状となっているとの答弁がありました。

次に、今回の値上げの根拠となっている今後の国保会計の推計値は、先に値上げありきの推定に基づくものではないかと考えているので、この推計について何点かお伺いしたい。今回の値上げの理由は、今後2年間で1億4,800万円、単年度で7,400万円足りなくなるという説明であったが、この保険給付費の予測値を大きく見積もり過ぎているのではないかと思う。全員協議会の資料の11ページを見ると、1人当たり保険給付費のグラフでは、23年度から26年度の伸び率が平均で1.8%となっている。その先の27年度から29年度にかけての予測値も年平均で伸び率2%となっている。しかし、26年度から27年度の伸び率だけが6.3%ということでちょっと大きくなっていると思うが、これはなぜなのかとの質疑に対して、現状の予測値を踏まえて平成27年度予算を組んだ予測値、これらの推計に基づく数値というふうに捉えているとの答弁がありました。

次に、決算で確定した数値と予算で予測した確定していない数値を並べているので隔たりが出たと思うが、市は26年度予算額の63億8,787万7,000円という保険給付額の額について、この額が足りないと思い、26年度のちょうど同じぐらいの時期に保険給付費の額を5,500万円上乗せ補正をして64億8,416万6,000円にした。ところが、実際には3億5,488万6,000円下回って61億2,928万円というのが決算で確定した数字になった。不確定な予算額を推計の根拠にするのが間違っていると考え。27年度以降の保険給付費の予測も決算値に基づけば1.8%にするべきではないかと思うが、市のほうで余裕を持って2%という数値を使っているのかと思う。仮にこの26年度から27年度の6.34%という数字をその後と同じ2%という数字にした場合、平成28年度と29年度の保険給付費の額がそれぞれ幾らになると推計されるか、またそれが現在立てている推計値からどれぐらい低くなるかとの質疑に対して、平成26年度の決算値をもとに1人当たりの保険給付費が各年度2%ずつ伸びるという想定で推計予算額を積算している。この前提として、被保険者数の推移、近年の被保険者数の減少傾向を考慮して平成27年度を2万4,097人、平成28年度を2万3,733人、平成29年度を2万3,391人、このように推移すると見込んでいる。次に、1人当たり保険給付費は平成26年度推計値24万9,278円から各年度2%ずつ伸びるという想定をすると、平成27年度が25万4,264円、平成28年度が25万9,347円、平成29年度が26万4,536円となり、これらの数値を用いて、保険給付費の予算額は、平成26年度が約61億2,700万円、平成28年度が61億

5,500万円、平成29年度が61億8,800万円になる。それらを現在見込みを立てている平成27年度の予算額、こちらが63億8,789万7,000円となるので、これと今2%増で見た場合との乖離は2億6,000万円程度になると考えているとの答弁がありました。

次に、平成26年度についても補正予算で増額して約64億円という予算を組んだが、決算では61億円で済んだと考えて、予測というのは実際の決算額をもとに考えるべきではないか。そうなると、値上げの必要はなく、引き下げこそ行うべきと思う。国からの保険者支援分があると思うが、これも厚生労働省は引き下げに使うべきだと言っている。また、自治体の医療費補助に対するいわゆるペナルティーというものが廃止されるかもしれないという動向がある中で、市民に十分な説明と理解をしてもらう時間をとれないまま値上げの条例案を出すというのは余りにも急ぎ過ぎではないかと思う。今後ペナルティーの動向などを見て引き下げをするということは検討されているかとの質疑に対して、予算額を考慮して引き下げをすべきだというまず1点目については、一般被保険者の療養給付費、これが今年度上半期の時点において前年度比で4%以上伸びていること、実際に平成27年度予算がどのように動いているのかと直近の数値でもう一度積算し直しこの数値を見ると、5月から12月分の8カ月分、4月分というのは前年度予算の支払いになっているので、今年度予算で支払っている8カ月分、それから残りの4カ月分の推計値を紹介すると、まず今年度支出済みの5月から12月の8カ月分、年度の3分の2を経過した時点で予算額63億8,789万7,000円に対して既に41億5,939万1,334円を支出しており、執行率が65.1%となっている。次に、今年度支出済みの8カ月分と平成26年度実績の平均月額、これを4カ月分として、この4カ月分を平成26年度と27年度を比較した伸び率に掛けると、この8カ月分と4カ月分を足した数値は63億3,607万2,995円、予算額に対する執行率は99.2%という数字になる。予算を執行する立場としては、支払えないということがあってはならないので、年度末の議会において補正予算を計上していただく予定と考えている。私どもは医療費の抑制策をさまざま取り組んでおり、保険給付費がほぼ予算額どおりのペースの数値で動いている現状を見ると、平成27年度の保険給付費が過大に見積もられているのではないかという指摘は当たらないと考えている。それから、保険者支援分の子供の医療費等によるいわゆるペナルティーを軽減に活用すべきだとのことだが、保険者支援分については、財政推計のほうで示しているとおり、28年度、29年度については既に財源として盛り込んでいる。今年度についても貴重な財源と考えている。それから最後に、ペナルティーの問題はまだどうなるかという見込みが立たないので、これを財源として計算することは適当でないと考えているとの答弁がありました。

次に、今回、多子世帯の軽減は新しく導入されすばらしいと思うけれども、できればそれは全体の国保税の引き下げの中に組み込むべきでないかと思う。一般会計から繰り出しをしなければならぬという運営になってしまっているのは、そもそも国庫負担が50%から25%引き下げられているのが大きな要因だと考えるが、ただそのしわ寄せを低所得者に押しつけてしまっているのか。国保加入者の4割が年金生活者で3割は非正規労働者ということを考えても、その方たちが医療を受ける権利というものを奪ってしまうことにならないか。国保が高くて払えなくて医療にかかれぬ人もいるということをどのように考えておられるのかとの質疑に対して、国民健康保険制度を健全に今後も運営していくために必要となる改定について審議をしていただいている。国民健康保険制度、これらが市民の方々の健康、そして命を預かる大事な制度であることは十分に承知している。その制度を守るための今回の改定である。その辺についてはぜひ御理解いただきたい。また、国に対して、東京都市長会を通じて制度改正の要望をしている。その結果、今年度から国保への公費負担の拡充とか、平成30年度からいわゆる国保の広域化、こういった動きも要望行動が繋がっていると考えている。今後も引き続

き制度の改善については市長会を通して国に要望していこうと考えているとの答弁がありました。

次に、国保を守るための改定ということだが、何らかの形で市民への負担はふえるので、市として、例えばこの収納率の向上については、平成24年度と比べると平成26年度は6.7ポイントアップということだが、今後この向上に向けてどのような取り組みをされるのか。あと実際に国保に加入されていても医療にかかっていない方もいると思うが、そういった方々への対応、またジェネリックなど医療費の抑制に関する対応についても伺いたいとの質疑に対して、収納率については、当然今後も収納率の向上ということで、納税課を中心に努力していきたいと思っている。具体的に申し上げますと、今1つ具体化されている予定は、ペイジーを使った口座振替の手続、これを28年4月から実施する。今まで口座振替に関しては非常に手続が煩雑であったが、4月からは窓口のカウンターに置かれた端末等に御本人の金融機関のキャッシュカードを挿入するだけで口座振替の手続ができるようになる。このようなものを使った上で収納率の向上に努めていきたい。次に、医療にかかっていない方に対する被保険者に対するインセンティブ、こちらについては、国のほうでも保険者として努力せよという形で指針等も出されているので、今後どのような形でできるか考えていきたい。市全体のいわゆる保健事業の中で、被保険者に対するちょっとお得感を感じるようなこと、制度の中で考えていかなければと思っている。まだ具体的にまとまっていない状況である。またジェネリック医薬品については、レセプトを活用した事業でも導入しているが、社会的にもジェネリックについてはいろいろコマーシャル等でも大分普及していると最近感じている。私どもでも送付回数を今年度からふやすなど、積極的にジェネリックを使っていくような周知を引き続き行っていきたいとの答弁がありました。

次に、国保だけではなく、ほかの特別会計でも市民の負担を仰ぐ場合、今の現状でいうと、年金生活をされている方、収入がそれ以上望めない方、働いている方はいろいろな形でまだ働けている分だけいろいろな対応ができるけれども、収入に限度がある方に対する対応がどの程度吟味されているのか、どう配慮されているのかということをもう少し具体的に明らかにしてほしい。あと平成30年度の東京都一元化ということだが、実際に当市の負担はどれぐらいふえそうなのか、少なくとも低くなるということは想定されないのか、具体的にどのような検討をされているのかとの質疑に対して、年金生活者等に対するいわゆる低所得者の方に対する配慮については、いわゆる保険税の応能・応益割というところで、本来50対50であるべきところを現在64対36で応能部分のほうを標準より上げ、応益部分の割合を標準より下げている。従前に引き続き低所得者に対する配慮を行っている。御指摘のとおり、確かにいろいろな場面で値上げということがあるわけだが、これらも制度をきちんと維持していくための財源をどこかに求めなければならないという中で、さまざま努力はさせていただいている。しかしながら、そういった努力をした上で不足する分について今回も改定をお願いしていることを御理解いただきたい。また、30年度の広域化の関係については、冒頭お答えしたように、まだ東京都のほうから一番肝心の標準保険料率について一切出てきていないので、それが出ないと明言することはできない。私どもも注視してまいりたいとの答弁があった。

○議長（関田正民君） ここで、発言の途中ですが、10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時57分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（東口正美君） 委員外発言の要請があり、発言を許可しました。発言の内容は、委員会内の委員の発

言と同様の内容でした。

次に、市民に負担をかけるという表現があったが、全員協議会で配付されている資料を見ると、国保税総世帯数が1万4,423世帯ということで、これは市全体の世帯数もしくは市民の数に対してどれぐらいの割合なのか、一般会計のほうでも財源が非常に逼迫している状況でゆとりがある状況ではない。いわゆる社保に入っている市民の皆様は一生懸命働き家計をやりくりしている中で、本来は市民税で払っている分で受けれるサービスを受けないで、その分を国保のその他繰り入れという形で補っているという部分を考えると、皆様の質疑の中で使っている市民という表現が果たして適切なのか。社会保険の方も将来的には国保に入る部分もあるので、そこを安定的に運営していかなければならないという部分もあるが、今回の定例会の一般質問でもさまざまなサービスに関する質問をされ、改善されたほうがいいという意見が出ている中で、実現のための予算が足りないという部分とのバランスの問題だと思う。この国保総世帯数と市民全体の割合を市政のサービスの全体のことを考えた場合、どういうふうに理解をしたらいいのかとの質疑に対して、世帯の関係でははっきりした数字は出ないが、被保険者数でいいますと28%ぐらいの方が国保に入っているということになる。今質疑にあったように、7億円の法定外繰り入れありきでないとお答えをさせていただいているのは、一因はここにあると考えている。社保に加入されている方は、自分の社会保険を払った上で、市民税として納めた中から国保の分も負担するというので、制度の不十分なところを補う中で、東大和市としては幾ら出せるのかというところで7億円という判断をしているので御理解を賜りたいとの答弁がありました。

以上のような主な質疑を経て、自由討議を行いました。

自由討議の主な内容は、国庫負担が大きく減らされている中で、国保の歳出というのが市の財政を圧迫していると思う。そのしわ寄せを低所得者に向けるべきではない。国保の加入世帯が7割が所得約150万円以下の低所得者ということもあり、今現在国保税を払えずに医療を受けられないという方が市内の中に数百人いることを考えれば、国からの保険者支援分を使って国保税を引き下げる検討をすべきとの意見がありました。

自由討議を終了し、討論を行いました。

討論の主な内容は以下のとおりです。

市において歳入確保策や歳出抑制の取り組みなど最大限努力をさせていただいているということを改めて示された。また、一般会計からの繰入金にも最大限配慮を行っているということである。こうした内容、努力の結果、今回は他市と比較しても低く抑えられた改定率となっており、さらに3年前の厚生文教委員会からの附帯決議に基づき、多子世帯への負担軽減策も検討、導入するなど、我々議会からの意見にも真摯に耳を傾けて取り組もうとする姿勢を高く評価している。国民健康保険被保険者の方々にとっては負担増となるものであるが、ますます進む少子高齢化による医療費の増加を考慮すると、今後も一定の負担はやむを得ない面もある。これは国民健康保険だけでなく、他の社会保険に加入している方も同様であり、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入などにより今後の負担額に影響を受ける方が多くいる。国民健康保険の健全な運営のためには、定期的な見直し及び改定は必要と考え、賛成するものである。

次に、反対の意見として、市の提示する今後の2年間の不足額については根拠がないと考える。十分に議論も尽くされておらず、市民生活の実態を考えれば、値上げではなく値下げをすべきだと思うので、東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例には反対する。

以上、討論を終了し、直ちに起立による採決を行いました。

起立多数により、原案どおり可決といたしました。

次に、27第11号陳情 国保税を値上げしないよう求める陳情、本件を議題に供し、質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

全協の資料に基づいて、資料まず6ページの70歳単身世帯、245万円以下の方に対して、これ以下の方に対して安くなるというふうに見受けられる。また、次の7ページ、70歳夫婦世帯、年金収入が210万円以下の方に関しては安くなるというような理解でいいのかとの質疑に対して、70歳単身世帯の方のモデルケースということで245万円以下の収入の欄を見ると、これらの方については現行と今回の改定案を比較すると2,000円のマイナス、それ以下の所得の方についても全てマイナスの計算となる。ただし、これについては資産割の影響を各世帯5,900円マイナスと見込んだものとなっているので、その辺を含んで理解いただきたい。70歳御夫婦の世帯、年金収入210万円以下の方は、これは資産割を含めてプラスマイナスゼロということで、先ほどと同様、資産割の影響を考慮すればマイナスになるとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議を終了、討論を行いました。

主な討論の内容は以下のとおりです。

所得の低い方にとっては、たとえわずかであっても値上げはやはり重い負担となると思う。まして、今回10%以上の値上げになる方も実際にいるわけで、市民の方から値上げをしないでほしいという陳情も出ている。今回の値上げについては納得できるだけの理由はなく、また市民への説明も不十分であり、理解が得られないまま値上げをするべきではないと思う。さらに、市民が医療を受ける権利を侵害されるというおそれがあり、27第11号陳情 国保税を値上げしないよう求める陳情には賛成とする。

以上で討論を終了し、起立により採決をいたしました。

起立少数につき、本陳情は不採択と決しました。

以上で厚生文教委員会に付託された案件の審査経過及び結果の報告を終了いたします。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔3番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 3番、上林真佐恵です。日本共産党を代表いたしまして、第74号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例に反対の立場で、また27第11号陳情 国保税を値上げしないよう求める陳情に賛成の立場で討論を行います。

今回の条例案では、市民1人当たり平均4%の値上げになるという説明ですが、土地や建物を持っていない方の場合、10%を超える値上げになる方もおり、今でもぎりぎりの生活を送っている低所得者はこれ以上の値上げはとても払い切れません。月20万円ほどで暮らす4人世帯が年間24万円以上も国保税を払うことができるでしょうか。夫婦ともに非正規雇用、月30万円足らずで暮らす4人世帯でも年間32万円を超える重い負担がのしかかります。とても払い切れないのではないのでしょうか。

値上げの根拠についても、今後2年間で1億4,800万円、単年度で7,400万円足りなくなるということですが、今後の国保会計の歳出の推計値が高く見積もられていると考えます。市の推計値を見ると、国保歳出の約6割を占める保険給付費についての予測が直近3年間、平成23年度から26年度までの伸び率の平均値が1.8%であるのに対し、平成26年度から27年度にかけてだけ6.34%と突出して高い数値となっています。これは、市が平成27年度以降の伸び率を2%と推計していることから考えても不自然に高い数値です。平成26年度までは確定した決算数値を用いているのに、平成27年度だけ予算額を用いているのが原因です。平成24年度から26年度までの予算と決算の差額を比べてみても、いずれも1億円から3億円、決算の金額が下回っており、この事実から考えても、推計値は不確かな予算の予測ではなく、現実の数値である決算値から予測をするべきです。

平成27年度以降の伸び率を2%に設定すれば、28年度と29年度の保険給付費は2億8,000万円も減少し、国保税値上げの必要は全くなりません。市民への説明、理解も進んでおらず、議論も十分に尽くされていないと考えます。国庫負担が大きく減らされてきたため国保財政を圧迫しているものと思いますが、そのしわ寄せを低所得者に向けるべきではありません。

今回導入される多子世帯の軽減については評価をしますが、所得150万円以下の市民が7割もいる中、今でも国保税が払えず医療を受ける権利を奪われている市民が市内に数百名ほどもいるという市民の生活の実態を考えれば、値上げではなく値下げを検討すべきだと考えから、本条例には反対をするものです。

また、同様の理由から27第11号陳情 国保税を値上げしないよう求める陳情には賛成とさせていただきます。以上です。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔17番 荒幡伸一君 登壇〕

○17番（荒幡伸一君） 公明党の荒幡伸一でございます。私は、公明党を代表し、第74号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例に賛成し、27第11号陳情 国保税を値上げしないよう求める陳情に反対する立場で討論を行います。

このたびの国保税改定につきましては、被保険者の税負担の増額を行うものであり、本来であればこのような改定はできるだけ避けたいということは当然であります。

一方、市政運営並びに行財政運営に責任を負う議会としては、被保険者の税負担のあり方とともに中長期的な一般会計と特別会計の安定的な財政運営も考慮しなければなりません。国民健康保険における被保険者は、他の社会保険と比較しても、高齢者と低所得者の割合が高く、医療費が年々増加するにもかかわらず、今後とも保険税の歳入増は見込めない状況であります。

このような中、国保会計に対して一般会計からの多額の繰り入れを行うことで保険税負担をできるだけ低く抑えておりますが、一般会計に過度に依存し過ぎた場合には、本来一般会計で行うべき防災、福祉、学校教育などへの影響を及ぼすことになり、全市民のうち3割に当たる国民健康保険の被保険者の保険税負担のあり方と一般会計からの繰入金とのバランスを図ることは重要な課題であります。

3年前の国保税改定の際には市議会において附帯決議がなされました。その内容は次のとおりであります。

一、国民健康保険事業の財政運営においては、今後も低所得者の保険料負担が過重なものにならないよう一般会計からの一定の繰入額を確保すること、一、被保険者のレセプト点検による保健指導や特定健診、特定保健指導による疾病予防対策、各種がん検診の充実などを強力に推進し、健康寿命を最大限に延ばすことで医療給付費の抑制を図ること、一、少子化対策や子育て支援の観点から、多子世帯の保険料負担の軽減策を検討す

ること。

今回の条例改正案は、これらの附帯決議の内容を取り入れたものとして評価できるものであり、以下のとおり3点にわたって賛成する理由を申し上げます。

第一に、一般会計からの7億円の赤字繰り入れを確保しながら被保険者の負担軽減策が継続されることでもあります。

先ほど申し上げたように、被保険者の高齢化に伴う医療給付費の増加は避けることはできません。一方、医療給付費の増加分を全て一般会計で負担することも限界があります。市財政全体の動向と一般会計からの繰入金負担を考慮しつつ、でき得る限り被保険者の負担軽減に取り組むべきであります。

第二に、今回の案でも低所得者の税負担に一定の配慮がなされていることでもあります。

新たに賦課方式を現行の4方式から2方式に見直すことにより、所得の多寡にかかわらず固定資産税の10%を課され、低所得者にとっては負担感が大きい資産割、そして平等割については世帯の人数にかかわらず世帯単位で課税されていることから、全体の54%以上を占める単身世帯の負担が軽減されることとなります。例えば70歳単身者で年金収入153万円以下の世帯では、現行1万6,900円、改定後1万200円となり、年間6,700円の軽減となります。また、70歳夫婦で年金収入190万円以下の世帯では、現行6万2,800円、改定後6万1,400円となり、年間1,400円の減額となるなど、低所得者への配慮がなされております。また、多身世帯の負担軽減策についても、3年前の改定時の附帯決議に基づいて、18歳未満の児童が3人以上いる世帯に3人目の均等割を無料化することで対応することとしております。さらに、課税限度額を現行の77万円から85万円まで段階的に引き上げるなど、低所得者の負担に配慮しつつ、高所得者への負担がふえる内容となっております。

第三に、市の施策においても附帯決議に基づき努力の成果が見られております。

歳入においては収納対策の強化等により、平成25年度が74.9%、平成26年度は77%と前年度に対して大きく収納率の向上に努められ、不納欠損額が減少しております。歳出においても公明党が強力に推進をしてきたレセプトデータを活用した医療費の分析と、糖尿病等重症化予防プログラムを初めとした各種施策が他自治体に先駆けて推進されました。これらの事業においては、平成25年度からの3カ年の医療費削減効果額の想定について、目標1億8,000万円に対し2億3,273万円の効果額が見込まれております。これは目標を上回る大きな事業効果であります。その結果、もしこのような医療費抑制策をとっていなければ、8%から9%程度の増額改定の必要性があるところを平均4%まで減額をした内容となっており、この間の市の保険者としての努力も評価できるものであります。

以上、3点にわたって賛成の理由を申し上げましたが、今後とも市におきましては国保財政の状況と被保険者の負担と給付のあり方について、市民に対して十分な理解が得られるよう、わかりやすく丁寧な説明を行っていかれることを求め、本案に賛成をするものであります。

また、同様の理由から、27第11号陳情に反対するものでもあります。

以上、公明党を代表しての討論といたします。

〔17番 荒幡伸一君 降壇〕

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番(実川圭子君) 無所属、実川圭子です。第74号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例に反対の立場で、27第11号陳情 国保税を値上げしないよう求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

国保税に関しましては、26年度は被保険者数が前年に比べ減少し、今後もこの傾向は続くと思われていま

す。被保険者数の減少に伴い保険給付費は前年に比べ0.4%ほど減っています。また、保険税の収納率は26年度77%で、保険料を払えず滞納している方がいる中、保険料を下げて保険料を払えるようにすることがとるべき施策と考えます。

一方、管理者から見れば、1人当たりの給付費の増加、一般会計からの法定内繰り入れを含めると繰入金10億円を超えていることなど、本来なら40%を超える改定を行いたいところを4%値上げにとどめているといったところでしょう。しかし、管理者の事情は市民に十分伝えられておらず、広く理解は得られていません。

また、今回区分を4区分から2区分に変更したこと、多子世帯への軽減などについての御努力は評価させていただきますが、このことについて市民に対し十分な説明がされていません。このままでは、国保税値上げという印象だけが前面に出て負担感が増してしまいます。十分な説明を求めるとともに、3年後の広域化を含め、今後の見通しを市としてどのように考えているのかが不透明なままでの値上げには賛成しかねます。

同趣旨により、国保税を値上げしないよう求める陳情には賛成し、討論とさせていただきます。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔9 番 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 自由民主党、中村庄一郎です。私は、自由民主党を代表いたしまして、第74号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例に賛成し、27第11号陳情 国保税を値上げしないよう求める陳情に反対する立場で討論を行います。

国民健康保険制度は、昭和36年に国民皆保険制度として、全ての国民が安心して医療を受けられる制度として発足をいたしました。本日に至っております。

一方、制度開始から半世紀以上が経過し、被保険者の高齢化や医療費水準が高いという構造的な問題を抱え、財政運営は不安定な状況となっております。当市においても一般財源からの赤字補てんに頼る運営が恒常化している状況にあります。

こうした中、今回の改定率4.0%、年額1人当たり約3,366円の増額となるものでありますが、これは近隣他市の改定内容と比較しても低く抑えられていることが厚生文教委員会における市の答弁で明らかになりました。

また、内容を見ますと、応益割合が低くなるほど低所得者への負担軽減につながることから、応能・応益割合をおおよそ64対36の比率とし、低所得者に配慮したものともなっております。

さらに、3年前の市議会厚生文教委員会の附帯決議を踏まえ、低所得者の保険税負担の軽減を図るため、引き続き平成28、29年度の2カ年で14億円もの一般財源を投入することや、歳入確保、歳出の抑制の努力のさらなる充実、また新たに多子世帯への負担軽減策も導入するなど、我々議会からの意見にも真摯に耳を傾け取り組んでいる姿勢を高く評価するものであります。

約2万4,000人の国民健康保険被保険者の方々が引き続き安心して医療を受けられる、また健康な生活を送り続けていただくためには、独自財源を確保し、国民健康保険事業特別会計の健全な運営を推進することが重要であると考えております。

以上、第74号議案に賛成し、27第11号陳情に反対する討論といたします。

〔9 番 中村庄一郎君 降壇〕

〔6 番 大后治雄君 登壇〕

○6番（大后治雄君） 議席番号6番、大后治雄でございます。興市会を代表して、第74号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例に賛成し、27第11号陳情 国保税を値上げしないよう求める陳情に反

対の立場で討論を行います。

さて、厚生文教委員会における審査、審議においての国保税の改定を是としないとする論拠が残念ながら希薄であると感じられる一方で、行政側の歳出抑制と歳入確保の努力、低所得層また多子世帯に対する配慮などに鑑み、第74号議案に賛成し、27第11号陳情に反対するものであります。

以上であります。

[6 番 大后 治雄君 降壇]

[1 5 番 和地 仁美君 登壇]

○15番(和地仁美君) 議席番号15番、和地仁美です。第74号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例に対し賛成の立場で討論いたします。

当市の国民健康保険事業特別会計は、一般会計からのその他繰り入れによる赤字補てんに依存する形が恒常化している状況です。国が国民健康保険法第10条で国民健康保険に関する収支及び支出について、政令の定めるところにより特別会計を設けなければならないとしているのは、本来の目的のための収支を明らかにし、その上で健全な財政運営を目指すことを示していると考えます。

当市においては、平成12年に改定した税率から10年間改定を行わず、そのしわ寄せともいべき大きな改定を平成24年度に行いました。今回の改定はこのようなことのないように行政改革大綱により定められた3年に1度の見直しであり、また国の国民健康保険法第11条で設置を定められている国民健康保険運営協議会からの答申に基づいたものです。

今後少子高齢化が進むことにより被保険者数が減少し給付費が増加されることが予想されることも見越した上での今回の改定は、必要不可欠なものだと考えます。市は、今回の改定には前回の改定の際に議会が示した多子世帯の負担軽減策も盛り込んでおります。また、賦課方式においては、二重課税ではないかと言われることのあった資産割を廃止し、今後の広域化を見込んだ2方式に変えるなど、国民健康保険事業の安定に対し長期的な視野で見直しをかけたものと考えます。また市は、ジェネリック医薬品の推奨やさまざまな疾病予防事業を推し進めることで単年度でさらに3,000万円の給付費抑制にも尽力することを今回の改定に盛り込みました。

国民健康保険は、安心して生活できる基礎的な仕組みであり、その会計が健全であることがその安心の大前提です。国民健康保険制度についてはさまざまな仕組みの問題は指摘されているところですが、現行の仕組みの中で本来のあるべき姿に近づけるために最善を尽くすという意味で、今回の改定は、目先だけではなく本質的に必要なものであると考え、改定をするべきと考えます。

よって、同様の理由から27第11号陳情に対しては反対するものでございます。

以上です。

[1 5 番 和地 仁美君 降壇]

○議長(関田正民君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関田正民君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第74号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と

決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案は原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

27第11号陳情 国保税を値上げしないよう求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第5 委第2号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（関田正民君） 日程第5 委第2号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則、本案を議題に供します。

本案につきましては、議会運営委員会において全会一致により提出することと決定されたものであります。

よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

委第2号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第6 委第3号議案 平和安全法制の廃止を要請する意見書

○議長（関田正民君） 日程第6 委第3号議案 平和安全法制の廃止を要請する意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、総務委員会において提出することと決定されたものであります。

よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

委第3号議案 平和安全法制の廃止を要請する意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 可否同数。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に関する可否を裁決いたします。

本件につきましては、議長は否決と裁決いたします。

日程第7 議第5号議案 東大和市議会広報委員会設置規程の一部を改正する規程

○議長（関田正民君） 日程第7 議第5号議案 東大和市議会広報委員会設置規程の一部を改正する規程、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第5号議案 東大和市議会広報委員会設置規程の一部を改正する規程、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第8 議第6号議案 学校施設環境改善交付金等の拡充を求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第8 議第6号議案 学校施設環境改善交付金等の拡充を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[1 番 森田真一君 登壇]

○1番（森田真一君） 議第6号議案 学校施設環境改善交付金等の拡充を求める意見書について、提案理由の説明を行います。

平成27年度、東大和市では、新学校給食センター建設にかかわって学校施設環境改善交付金が交付されず、1億2,000万円を市債と一般財源で賄わなくてはならなくなりました。来年度も交付されないことになれば、この額は2億9,000万円に膨らみます。さらに、東大和市では来年度から特別教室へのクーラー設置の実設計画が、再来年度からは設置工事が始まります。

5月の臨時議会で、市教育委員会の説明では、平成26年度分で地方自治体からの要望のうち不採択になったものは100億円だったが、27年度分については不採択になったものは600億円に及ぶということでした。一度採択した事業については途中ではしごを外すようなことはせず、引き続き交付をする、学校耐震化は優先をする、財政の厳しい自治体を優先するなどの条件が課され、東大和市としても耐震化に係る事業は採択されましたが、新給食センターに係る事業は不採択とされたものです。

これからの経過を見ても、この段階で国に対して学校施設環境改善交付金等の拡充を求めることが必要だと考えました。東大和市中で予定をしている事業はどれも必要不可欠なものであり、該当する事業に交付金が交付

されなければ事業の予算化にも大きな影響を及ぼすことになります。議員の皆さんの賛同を呼びかけるものです。

以下、読み上げて提案をさせていただきます。

学校施設環境改善交付金等の拡充を求める意見書案。

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられるよう求めます。

1、当市では、今後小中学校の非構造部材の耐震化とともに、小中学校の特別教室へのクーラー設置や新学校給食センターの建設、特別支援教室の整備、臭いトイレの解消など、教育環境の整備に取り組みます。これら必要不可欠な事業について、学校施設環境改善交付金等で十分な財源措置がとられるよう予算を確保すること。

2、安定的な地方財政運営に資するため、積極的な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番（東口正美君） 今回、この意見書で示されている事業はとても大事な事業であり、これを進めていくことは大賛成であります。1つ確認させていただきたいことがございます。

提出者の会派は、これまでこれらの事業が盛り込まれた市の予算には反対をされてきたと思いますが、この点確認をさせてください。

○2番（尾崎利一君） いい事業について、それを推進することに反対をしたことはありません。予算に反対するときには、それぞれ反対理由を明確にしています。特別教室へのクーラー設置等は一貫して求めてきたものであり、それを理由に反対したことはありません。

○19番（東口正美君） それでは、今後これらの事業が要望どおり進んでいく場合は、市の予算にも賛成する考えがおりかどうかお伺いいたします。

○2番（尾崎利一君） それは予算の総体を見て判断することですので、これだけを理由にして賛否をお約束するというわけには当然、これほどこの会派でも同じだと思いますが、言うことはできないと考えます。

○6番（大后治雄君） 1点確認をさせてください。

先ほど他の議員もおっしゃられましたけども、内容については大変よろしいものだろうというふうに思っています。趣旨には賛成をいたすところでもありますけれども、ただなぜ今この時期にこうした意見書を提出しなければならないのか、もっと早い時期に何らかの措置ができなかったのか、その辺のところをお聞かせください。

○2番（尾崎利一君） この提出の時期が早いか遅いかということですが、実際にこの、例えば特別教室へのクーラー設置の問題でこの学校施設環境改善交付金が問題になるのは平成29年度以降になると思うんですね。その前は10校で1,300万の設計に関する予算ですから、実際に学校施設改善交付金が問題になるのは29年度以降の設置工事1億4,000万になってくると思います。

ですから、しかし、やはり来年、今年度の事業実施が、この学校施設環境改善交付金不採択になった事業が東大和市だけではなくて他市も含めてかなり生まれているという実態を踏まえれば、この時点からやはりそういう流れではなくて、これを逆転させて拡充させていくという要求をしていくことが必要だというふうな考え

ています。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔16番 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） 公明党の佐竹康彦です。私は、公明党を代表し、議第6号議案 学校施設環境改善交付金等の拡充を求める意見書に反対の立場から討論を行います。

市内の小中学校の施設について、その環境を改善していくことは、児童・生徒の健全育成に必要なことと認識しています。

私ども公明党は、これまでも校舎等の耐震化や普通教室へのクーラー設置など、さまざまな環境改善に向けて積極的に国や東京都と連携しこれを推進してきました。私どもはこれらの事業を執行するための市の予算に賛成をし、議会人としての責任を果たしてきました。

しかしながら、今回の意見書の提出者である日本共産党の皆さんは、これまで学校施設環境の改善を推し行く事業を含めた予算に反対してきたと認識しております。これまで議会ですべてきた態度と今回の意見書の要望には大きな乖離があるものと考えます。

また、質疑に対する答弁において、この意見書の要望に即して予算が組まれた際に、その予算案に必ず賛成するとの明確な発言がありませんでした。意見書を提出しながら、その実行へ向けての予算案に賛成することを明言できないというのは、議会人としての政治姿勢に欺瞞性を感じざるを得ません。

こうした政治姿勢に共感できない以上、私どもとしてはこの意見書に賛成することはできません。

今後学校施設環境が改善されるための事業を含んだ予算に反対しておきながら、自分たちが要求したから実現したとか、今回の意見書に反対した議員や政党のことを学校施設環境の改善を阻害したとか、関心を払っていないなどと議会の外で喧伝することはやめていただきたいと思います。

私ども公明党は、そのネットワーク力を生かし、国や東京都と綿密に連携をとりながら、未来の宝である東大和の子供たちのために学校施設環境の改善に今後とも全力を尽くしていく決意であると申し上げ、反対の討論といたします。

〔16番 佐竹康彦君 降壇〕

〔2 番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。議第6号議案 学校施設環境改善交付金等の拡充を求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

先ほどから、提出者が予算に反対をしているということではなされていますけれども、提出者のうち、日本共

産党は27年度予算反対していますが、やまとみどりの方々、提出者ですけれども、賛成をしています。

それで、なぜ本予算に対する賛否の立場を超えて学校施設環境改善交付金等の拡充を求めるのかということが大事なところだと思います。

市の実施計画によれば、特別教室への冷房化工事、これは平成29年度で1億4,546万7,000円、そして30年度で1億4,053万8,000円かかるということになっています。国のこの交付金は、3分の1ということになっていますけれども、実際には設定単価が低いので5分の1とか6分の1という金額になることが予想されるわけですが、それでも5,000万円、6,000万円という、両方合わせれば5,000万円、6,000万円という国からの交付金が得られるのかどうかというような重要な財源になります。これが得られないということになれば、ほかの予算執行にも大きく影響してくるという可能性が考えられるわけですから、やはりそれぞれの予算に対する立場、施策に対する立場、いろいろあると思いますけれども、やはり学校のクーラー設置、必ず実現していくと。しかも、市の財政負担を最小限にとどめていくというためにぜひ賛成をしていただきたい、このことを呼びかけて討論いたします。

[2番 尾崎利一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

この採決は起立により行います。

議第6号議案 学校施設環境改善交付金等の拡充を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第9 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第9 陳情の付託を行います。

12月11日正午までに受理した陳情をお手元に御配付してあります文書表のとおり、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第10 閉会中の特定事件調査について

○議長（関田正民君） 日程第10 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会からお手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第11 議員派遣について

○議長（関田正民君） 日程第11 議員派遣について、本案を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、この措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年第4回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時46分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 関 田 正 民

副 議 長 中 間 建 二

署 名 議 員 実 川 圭 子

署 名 議 員 佐 竹 康 彦